

# 保険料の納付について

## 保険料の納付方法

保険料の納付には、次の3つの方法があります。

- ① 金融機関または郵便局の口座振替で納付する。
- ② 納付書により直接金融機関または郵便局で納付する。
- ③ 納付組合に加入して納付する。(一部地域のみ)

↑↑↑では、保険料の納付についてよくあるご質問にお答えします。

**質問1** 納付書はいつ送られてきて、いつまでに納付すればいいの??

納付書は、冊子形式で下記の国民健康保険料カレンダーのとおり年に4回送付します。新年度の保険料が決定される六月には、保険料決定の通知書と第1期納付書・全納用納付書を送付します。その後、七月、十月、一月にそれぞれ3期分の納付書を冊子形式にまとめて送付します。各納期の納期限は表中のカッコ内に表示しています。この納期限は、口座振替の場合も同じです。

**質問2** 全納していても、途中で国民健康保険を脱退した時はどうなるの??

脱退手続きをした月の翌月下旬に還付通知を送付して、月割りで払い過ぎた保険料をお返しします。

**質問3** 国民健康保険の脱退手続きをしたのに納付書が送付されてくるのはなぜ??

保険料の精算が済んでいない場合が考えられます。脱退手続き時に精算された方は行き違いです。ご不明の場合は国保収納グループまでお尋ねください。

**質問4** 国民健康保険以外の健康保険に加入している世帯主宛てに納付書がくるのはなぜ??

保険料は住民登録上の世帯単位で計算します。保険料の納付義務者は、世帯主ということになります。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯員に国民健康加入者がいる場合は、国民健康保険料の納付義務者は世帯主になります。

**質問5** 納期限内に納付しないとうなるの??

本来の納期限内に納付がないと、その翌月には督促状が届きます。早急にお近くの金融機関等で納付してください。なお、督促状には、督促の期限を記載していますが、さらに、この期限までに納付されない場合には、市から催促の電話がかかったり集金にお伺いする場合があります。

**質問6** 既に納付済みなのに、督促状が送付されてきたのはなぜ??

納付された保険料が金融機関等から市に入金されるまでには相当の日数が必要です。納期限が過ぎてから納付された場合は、入金の確認が間に合わず督促状が送付される場合がありますので、納期内納付にご協力ください。

## ご注意!

七月、十月、一月には、翌月と翌々月分の納付書も送付しています。紛失のないようにお気をつけください。

## 平成17年度 国民健康保険料カレンダー

送付月 (各月中旬)	送付する書類
6月 (1回目)	保険料通知書(決定の通知)
	全納納付書(平成17年6月30日)
	第1期納付書(平成17年6月30日)
7月 (2回目)	第2期納付書(平成17年8月1日)
	第3期納付書(平成17年8月31日)
	第4期納付書(平成17年9月30日)
8月	
9月	
10月 (3回目)	第5期納付書(平成17年10月31日)
	第6期納付書(平成17年11月30日)
	第7期納付書(平成17年12月30日)
11月	
12月	
1月 (4回目)	第8期納付書(平成18年1月31日)
	第9期納付書(平成18年2月28日)
	第10期納付書(平成18年3月31日)
2月	
3月	

※年度途中で、減免や加入脱退により保険料が変更になった場合は、このカレンダーどおりの送付とならない場合もあります。

また、その場合、既に送付されている同じ納期限の納付書が重複する場合がありますので、ご不明の際は国保収納グループまでお問い合わせください。

## 保険料の納付は 便利な口座振替で

◎口座振替申込みの手続き  
申込み書類(口座振替依頼書)は、市内の金融機関・郵便局にあります。

《手続きに必要なもの》

- ① 世帯主の印鑑
- ② 預・貯金通帳用の印鑑
- ③ 預・貯金通帳
- ④ 被保険者証番号

**質問7** 保険料の納付が困難なときはどうすればいいの??

状況によって分割納付(分納)などの徴収猶予を行うこともできますので、滞納のままにせず早めに国保収納グループへご相談ください。

**質問8** さらに長期間滞納が続くとどうなるの??

① 保険料の賦課額に対して納付額が少ない、あるいは、納付誓約を誠実に履行しない場合には、納付状況によって有効期限の短い短期被保険者証(短期証)が交付される場合があります。短期証の有効期限は、納付状況に応じて一〜六カ月となりますが、期限内は一般の被保険者証と同じ効力を有しています。

② さらに、各納期限から一年間保険料を滞納した場合、市は世帯主に対して保険証の返還求めます。世帯主は、災害その他特別の事情のある場合を除き、保険証を返還しなければなりません。保険証を返還すると、代わりに被保険者資格証明書(資格書)が交付されます。

資格書により受診した場合は、診療費等をいったん全額自己負担したうえで、後日市に保険給付分の支給申請することになります。